

2月16日～3月15日

# 税の申告が始まります

平成24年度の市・道民税の申告受付が、2月16日(木)から3月15日(木)までの1カ月間行われます。

市・道民税は源泉徴収される所得税とは異なり、前年の収入に応じて1年遅れで課税されるため、平成24年度の市・道民税は、平成23年の収入に対して課税されます。

申告忘れや誤った申告で不利益を受けることのないよう、必要な書類をあらかじめ用意し、早めの申告を心がけましょう。

税についてのお問い合わせは、  
市役所税務課課税担当 TEL(23)6111番 内線2152・2153 まで。

## 市役所ロビーに申告会場を開設

市では、市役所ロビーに申告会場を開設して、市・道民税の申告を受け付けます。

- 開設期間 2月16日(木)～3月15日(木)  
土・日曜、祝祭日を除く
- 時間 午前9時～午後5時

### 市・道民税の申告が必要な方

平成24年1月1日現在で根室市に住所がある方は、原則として申告しなければなりません。

また、所得がなかった方についても、次の方は申告が必要になります。

① 国民健康保険税や介護保険料の算定に必要と思われる方。

② 国民年金保険料の免除申請をする方。

③ 非課税証明書が必要な方。

【次の方は、申告の必要はありません】

① 所得税の確定申告を行った方。

② 平成23年中の所得が、給与のみで年末調整を行った方。ただし、雑損控除、医療費控除または寄附金控除等の諸控除を受ける場合は、申告が必要となります。

### 申告に必要なもの

① 印鑑

② 収入を証明するもの

・源泉徴収票または支払者の証明書

・保険の満期金の収入を証明

